

会員の皆様へ

# 専門監査人資格認定制度

Master Auditor Certification System

## 申請受付のお知らせ

専門監査人資格認定制度による認定の申請受付を行っております。

認定する資格はつぎのとおりです。

- ① 情報セキュリティ専門監査人
- ② 個人情報保護専門監査人
- ③ 会計システム専門監査人

1. **申請**：常時受け付けますので、本学会宛に申請書をお送り下さい。
  2. **審査**：受理した申請書については、2ヶ月に1回程度、専門監査人資格認定審査会を開催して審査をいたします。
  3. **口頭試問**：審査で資格要件を満たしていると認められたものは、本人宛に口頭試問の日程をお知らせしますので、指定された日時・場所にお越し下さい。
  4. **認定**：口頭試問に合格した方に認定証を交付し、専門監査人名簿に登録します。
- 注) 本制度は、学会の正会員を対象としています。

## 申請早わかり (詳細は専門監査人資格認定規則を参照して下さい)

### ポイント1：認定のための申請書

申請書は、「専門監査人資格認定規則」の様式1をダウンロードして使用して下さい。

申請書は申請区分ごとに以下の3点を添付（複数申請の場合は、それぞれに必要な書類を添付）して下さい。

- ・ 3ヶ月以内に撮影したパスポート用サイズ（4.5×3.5cm）の写真（様式1に貼付）
- ・ 資格認定の条件となる各種資格等への合格を証明するものの写し（または認定講座の修了証の写し）
- ・ 申請書の裏面に審査事務手続費用1万円の振込証の写しを糊付け。  
（複数申請の場合、まとめてお振込みいただいて結構ですが、写しは各書類に添付して下さい。）  
なお、審査会からの連絡用に返信用封筒（80円切手貼付、定型サイズ、住所・氏名を明記）を同封して下さい。

### ポイント2：申請書の送付先

〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 JIPDEC 内  
システム監査学会 専門監査人資格認定審査会 行

### ポイント3：申請事務手続費用の振込先

銀行：三菱東京UFJ銀行虎ノ門支店  
名義人：システム監査学会  
口座番号：普通 2743858

注1) 本口座は「専門監査人資格認定制度」に係る費用振込専用の口座です。

注2) 振込手数料はご負担下さい。

# 専門監査人(Certified Master Auditor)の要件

## 情報セキュリティ専門監査人 略称：CMA (IS)

### Certified Master Auditor for Information Security

#### 要求水準は次のとおりです

- ・システム監査基準に基づく監査ができること。
- ・情報セキュリティ監査基準に基づく監査ができること。
- ・ISMS認証基準に基づく監査ができること。
- ・情報セキュリティ構造上の欠陥を指摘できること。
- ・情報セキュリティ管理上の欠陥を指摘できること。

#### 監査能力の要件は次のとおりです

システム監査技術者または公認情報システム監査人（CISA）であること。

#### 情報セキュリティに関する知識・能力の要件は次のとおりです

情報セキュリティアドミニストレータ、技術士（情報工学部門）もしくはISMS主任審査員であること。

これらに合格していない方は、本学会が実施する「情報セキュリティ専門監査人資格認定講座」を受講して下さい。本講座を修了した方には、情報セキュリティ専門監査人の認定を受ける資格が与えられます。

## 個人情報保護専門監査人 略称：CMA (PP)

### Certified Master Auditor for Privacy Protection

#### 要求水準は次のとおりです

- ・システム監査基準に基づく監査ができること。
- ・個人情報保護の状況を監査できること。
- ・プライバシーマーク制度で要求されている監査ができること。
- ・情報漏洩の可能性を指摘できること。
- ・情報資産の保全についての問題点を指摘できること。

#### 監査能力の要件は次のとおりです

システム監査技術者または公認情報システム監査人（CISA）であること。

#### 個人情報保護に関する知識・能力の要件は次のとおりです

弁護士であること。

弁護士でない方は、本学会が実施する「個人情報保護専門監査人資格認定講座」を受講して下さい。本講座を修了した方には、個人情報保護専門監査人の認定を受ける資格が与えられます。

## 会計システム専門監査人 略称：CMA (AS)

### Certified Master Auditor for Accounting System

#### 要求水準は次のとおりです

- ・システム監査基準に基づく監査ができること。
- ・会計システムの欠陥を指摘できること。
- ・会計情報の不正・エラー等を指摘できること。
- ・会計情報の保全について問題点を指摘できること。

### **監査能力の要件は次のとおりです**

システム監査技術者または公認情報システム監査人（CISA）であること。

### **会計に関する知識・能力の要件は次のとおりです**

公認会計士であること。

公認会計士でない方は、本学会が実施する「会計システム専門監査人資格認定講座」を受講して下さい。本講座を修了した方には、会計システム専門監査人の認定を受ける資格が与えられます。

**専門監査人資格認定講座の開催については、別途お知らせいたします。**